

年 月 日

宮城県知事

殿

届出者住所

氏 名

往 診 診 療 施 設 開 設 届

獣医療法第3条並びに同施行規則第1条第1項の規定により下記のとおり届けます。

記

1. 開設者の氏名及び住所（開設者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）並びに開設者が獣医師である場合にあってはその旨

開設者の氏名

（ 獣医師 獣医師以外）

開設者の住所

2. 診療施設の名称

3. 開設の場所

4. 開設の年月日

5. 診療用機器等の種類及び所有・借り受けの別

エックス線装置を所有または借り受けている場合、当該エックス線装置の制作者名、型式及び台数、エックス線高電圧発生装置の定格出力並びにエックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 無 有：別紙

6. 管理者の氏名及び住所（開設者が獣医師であって診療用機器等を管理しているときはその旨）

7. 診療の業務を行う獣医師の氏名（エックス線装置を備えた診療施設にあっては、エックス線診療に従事する獣医師の氏名及び当該獣医師のエックス線診療に関する経歴を含む。）

8. 診療の業務の種類（○印で記入）

（1） a. 産業動物      b. 小動物      c. その他

9. 開設者が法人である場合にあっては定款又は寄付行為

10. その他都道府県知事が必要と認める事項

（獣医師免許証の写しを添付願います）

[記載上の注意]

ア 1 開設者の氏名及び住所については、開設者が獣医師である場合は、氏名の後の獣医師に○を付し、その他の場合は、獣医師以外に○を付すこと。

イ 5 診療用機器等の種類及び所有・借り受けの別については、獣医療法施行規則第4条各号に掲げる診療用機器等の所有・借り受けが無い場合は無に○を付し、獣医療法施行規則第1条第1項第5号に規定するエックス線装置を備えている場合は、別紙のエックス線装置に関する構造設備の概要を添付すること。

ウ 6 管理者の氏名及び住所については、診療用機器等を所有・借り受けていない場合は省略し、開設者が獣医師であって自らその診療用機器等を管理する場合は「開設者」と記入すること。

エ 8 診療の業務の種類については、診療の主たる対象が牛、馬、めん羊、やぎ、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物である場合は「産業動物」、犬、猫又は獣医師法施行令第2条各号に掲げる飼育動物である場合は「小動物」、それ以外である場合は「その他」に○を付すこと。